

令和4年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和4年1月27日（木） 14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 11名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
 - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ⑤ 非農地証明の発行について
 - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）
 - ⑧ 農用地利用配分計画の決定について（農地中間管理事業分）
 - ⑨ その他
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和4年 第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号5番 江藤 国子委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」

(議案第1号 1件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号・3号 2件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案2号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

1番、坂本です。2号議案説明致します。

渡人の土地ですが、ちょうど今、厚生館は山家学園と木埋学園を建設しているんですけど、ちょうどあなみ保育園がある下の方になるんですけど、その近くの田んぼで山影になって、渡人も草刈しかしてなくて少し荒れかけています。それで、庄内厚生館の理事長が緑の家の入所者に唐芋か何を植えさせて、スマイル広場で売りたいという考えがありますので、別に問題はないかと思えます。宜しくお願いします。

議長

それでは、議案2号につきまして、質問がある方はお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

もうすでに農地を持たれているので、多分大丈夫だと思うんですけど、農地所有適格法人の資格を有すると考えていいんですよね？

事務局

庄内厚生館は、社会福祉法人になりますので、社会福祉法人がその業務に必要な用途に供すると認められる場合は、農地所有適格法人要件は記載の必要がないので、そういう意味では農地所有適格法人ではないという回答になります。

ただ、社会福祉法人が社会福祉の用途に供するので、今回の申請は問題ないという事です。

3番 高田 英 委員

なるほど、そういうのがあるんですね。
わかりました。

議長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

議長

続きまして議案3号ですが、この案件 私が(議席番号7番 縣 次男委員) 会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になりますので、副会長お願い致します。

(議席番号7番 縣 次男委員 退席)

副 会 長

議席番号3号について、説明担当、議席番号2番 竹内 正敏委員より説明をお願いします。

2番 竹内 正敏 委員

3号議案、ご説明致します。

受人は会長の息子さんなんですが、渡人の農地を買いたいという事で話がありました。渡人は、なかなかこれ以上農業を続けるのは難しいという事で、受人の土地の隣接地になりますので、受人に売買をお願いしたところ購入していただけたという事です。

また受人は将来後継者として農業を継ぎたいという意向がありますので、何も問題ないと思いますので、どうか宜しくをお願いします。

副 会 長

それでは、この案件につきまして、質問がある方はお願い いたします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この議案3号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

縣委員、お入りください。

(議席番号7番 縣 次男委員 着席)

縣委員さんに報告致します。

挙手多数で、この案件承認となりました。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について」

(議案第4号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案4号について、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明を致します。

挾間町来鉢、県道別府挾間線の来鉢の大きな交差点からちょっと上がった所に位置しますが、受人は土建屋さんでトラック等々かなりの台数持っておりまして、資材置

場とトラックの置場にしたいという申し出がありまして、私現地確認に行ったんですが、確かにトラック等々多数ありまして、しょうがないかなという判断をして帰ってきました。

審議の方、宜しくお願いします。

議 長

それでは、この案件につきまして、ご質問がある方お願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第5号～7号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案5号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんより説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは、説明をさせていただきます。

5号の庄内町畑田天神山、受人の宗教法人さんはすでに社殿が建ってますけど、その土地が、以前に駐車場か何かの関係で農地転用の審議がここであったと思います。その際、ここ申請するのを漏れてましたという事で、今回提出されたと思っています。

ここはですね、地図で言うと6ページから11ページになります。

受人の宗教法人はご存じの方多いと思いますが、図面でいうと8ページですね。久大本線の南側になりますけど、そこに火災の後に新しく立て直してある社殿ですね。そして次の10ページを見ていただければよくわかるかと思いますが、この社殿の部分が申請地の中に食い込んであるということで申請に来ました。

既に立派な社殿が建っておりまして、社殿の周りには砂利を敷いてきちん境内地という形がわかるようにしてます。裏側に少し空いたところがあるんですが、そこには庭木みたいな木が植えられていました。じゃあそこを畑にしようと言っても神社の境内の裏側を掘り起こして大丈夫かという気もしましたし、そう広いものでもなかったもので、境内地としては適正な範囲内かなと私は感じました。

始末書も別紙で付いてますがそこにかいてあります通りですので、今日の審議で皆様の意見を承っていきたいと思っておりますので、審議よろしくをお願いします。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

議案 6 号ですが、議席番号 9 番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9 番 佐藤 一富 委員

はい、説明します。

挾間の北方から菊屋の前を通りまして一番上りついた所の右手のところになるんですが、14～16 ページを見てもらえればわかるように、宅地化されている中の残りというような感じで、変形した土地なので資材置場ぐらいにしか使い道がないということで申請が上がりましたので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

議案 7 号ですが、議席番号 4 番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4 番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

来鉢の交差点から田代の方に上がった先になるんですが、山の中の農地というところなのですが、つくば市における渡人から受人の会社さんが買受けたということで、現地を確認しましたが受人の会社の敷地も狭くて車が道路にはみ出さんばかりに停めてありました。上の土地を買って駐車場にするという話でした。

もう結構荒れた土地ですが草は切ってありました。

審議の方よろしくをお願いします。

議 長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第8号～11号 4件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

今、説明が終わりましたけども、議案8号につきまして、ご質問がある方はお願い致します。

質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案8号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案9号ですが、議席番号3番 高田 英委員が会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になります。

(議席番号3番 高田 英委員 退席)

議 長

それでは、議案9号につきましてご質問がある方はお願い致します。

質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案9号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

高田委員、お入りください。

(議席番号3番 高田 英委員 着席)

高田 英委員さんに報告致します。

挙手多数で、この案件承認となりました。

続きまして、議案10号につきましてご質問がある方はお願い致します。

質問ないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案10号の案件 採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第12号～15号 4件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案12号と13号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、この12号、13号の案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案14号ですが、私が（議席番号7番 縣 次男委員）、会議規則第12条により議事参与制限を受けるので退席になりますので、副会長お願い致します。

(議席番号7番 縣 次男委員 退席)

副 会 長

議案14号について、新規の案件です。質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか？

(ありません。)

はい、質問が無い様でございますので、この14号の案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

縣 次男委員、お入りください。

(議席番号7番 縣 次男委員 着席)

縣委員さんに報告致します。挙手多数で、承認となりました。

7番 縣 次男 委員
皆さん、ありがとうございました。

議 長
続きまして、議案15号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この15号案件承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第16号 1件)

議 長
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案16号の案件、ご質問があればお願い致します。
質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案16号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用配分計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第17号 1件)

議 長
日程 第8 農用地利用配分計画の決定について(農地中間管理事業分)、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第8 農用地利用配分計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長
それでは、議案17号の案件、ご質問があればお願い致します。
質問はないでしょうか？
(ありません。)それでは、議案17号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議

長

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。